

■資料（根拠法令）

●報告第10号～報告第11号

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 省略

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ、500万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 省略

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 省略

●承認第1号～承認第2号

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議にお

いてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 省略

●同意第1号

地方自治法（抜粋）

（副知事及び副市町村長の選任）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

●同意第2号～同意第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の議決を得て、任命する。

2～4 省略

●同意第4号

地方自治法（抜粋）

（選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とするものとする。

2～5 省略